三　二番員は、第一号の「架てい」の号令で、第百六十一条第三号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、同号の「進入」の号令で第百六十二条第二項第三号に定める要領ではしごを確保し、一番員及び指揮者の進入を確認して、はしごの確保を解き、一番員の「はしごよし」の合図ではしご上部まで登ていし、「準備よし」と合図する。

第二百三条　［略］

（収納）

第二百四条　救出完了ののち、三連はしごを収納するには、次の号令及び要領による。

［一　略］

二　一番員は、前号の号令ではしご上部の固定措置を解き、指揮者に続いて降ていし、第百六十三条第二号に定める要領ではしごを縮ていし、もとの位置に搬送して集合線にもどる。

三　二番員は、第一号の号令で第百六十三条第三号に定める要領ではしごを縮ていし、もとの位置に搬送して集合線にもどる。

第三節　応急はしご救助操法

（操法の開始）

第二百五条　応急はしご救助操法を開始するには、次の号令及び要領による。

［一　略］

二　一番員は、前号の号令で三連はしごを第百六十一条第二号に定める要領で架てい位置に搬送する。

三　二番員は、第一号の号令で三連はしごを第百六十一条第三号に定める要領で架てい位置に搬送する。

［四　略］

（屋内進入及び検索）

第二百六条　はしごを架ていし、屋内進入するには、次の号令及び要領による。

［一　略］

二　一番員は、前号の「架てい」の号令で第百六十二条第二号に定める要領ではしごを上階開口部の上方に架ていし、前号の進入の号令で第百六十三条第二項第二号に定める要領で屋内進入して「進入よし」と合図する。

三　二番員は、第一号の「架てい」の号令で、第百六十二条第三号に定める要領ではしごを上階開口部の上方に架ていし、同号の「進入」の号令で第百六十三条第二項第三号に定める要領ではしごを確保し、一番員及び指揮者の屋内進入を確認してはしごの確保を解く。

［四　略］

（救出準備及び救助）

第二百七条　救出の準備及び要救助者の救出を行うには、次の号令及び要領による。

［一～三　略］

四　三番員は、第一号の「救出用意」の号令で救助ロープの結びをはしご最下段の横さんの下からとおしてはしごの表側に出し、この結びをもつて第百六十三条第一項第二号に定める要領ではしごを登ていし、てい上で安定した姿勢をとり、救助ロープを支持点の横さんの上からはしごの裏側にとおして一番員に渡し、てい上作業の姿勢を解いて屋内進入して「進入よし」と合図し、一番員に協力して要救助者を身体結索し、第一号の「救出始め、ロープ引け」の号令で「よし」と合図し、一番員と協力して要救助者をもち上げてはしご横さんに吊り下げたのち、はしご左（右）側主かんを片手でもつて一番員の「はしごよし」の合図で一番員と協力してはしごを押し出し、要救助者を救出したのち、はしごをもとにもどす。

三　二番員は、第一号の「架てい」の号令で、第百四十一条第三号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、同号の「進入」の号令で第百四十二条第二項第三号に定める要領ではしごを確保し、一番員及び指揮者の進入を確認して、はしごの確保を解き、一番員の「はしごよし」の合図ではしご上部まで登ていし、「準備よし」と合図する。

第百八十三条　［同上］

（収納）

第百八十四条　［同上］

［一　同上］

二　一番員は、前号の号令ではしご上部の固定措置を解き、指揮者に続いて降ていし、第百四十三条第二号に定める要領ではしごを縮ていし、もとの位置に搬送して集合線にもどる。

三　二番員は、第一号の号令で第百四十三条第三号に定める要領ではしごを縮ていし、もとの位置に搬送して集合線にもどる。

第三節　［同上］

（操法の開始）

第百八十五条　［同上］

［一　同上］

二　一番員は、前号の号令で三連はしごを第百四十一条第二号に定める要領で架てい位置に搬送する。

三　二番員は、第一号の号令で三連はしごを第百四十一条第三号に定める要領で架てい位置に搬送する。

［四　同上］

（屋内進入及び検索）

第百八十六条　［同上］

［一　同上］

二　一番員は、前号の「架てい」の号令で第百四十二条第二号に定める要領ではしごを上階開口部の上方に架ていし、前号の進入の号令で第百四十三条第二項第二号に定める要領で屋内進入して「進入よし」と合図する。

三　二番員は、第一号の「架てい」の号令で、第百四十二条第三号に定める要領ではしごを上階開口部の上方に架ていし、同号の「進入」の号令で第百四十三条第二項第三号に定める要領ではしごを確保し、一番員及び指揮者の屋内進入を確認してはしごの確保を解く。

［四　同上］

（救出準備及び救助）

第百八十七条　［同上］

［一～三　同上］

四　三番員は、第一号の「救出用意」の号令で救助ロープの結びをはしご最下段の横さんの下からとおしてはしごの表側に出し、この結びをもつて第百四十三条第一項第二号に定める要領ではしごを登ていし、てい上で安定した姿勢をとり、救助ロープを支持点の横さんの上からはしごの裏側にとおして一番員に渡し、てい上作業の姿勢を解いて屋内進入して「進入よし」と合図し、一番員に協力して要救助者を身体結索し、第一号の「救出始め、ロープ引け」の号令で「よし」と合図し、一番員と協力して要救助者をもち上げてはしご横さんに吊り下げたのち、はしご左（右）側主かんを片手でもつて一番員の「はしごよし」の合図で一番員と協力してはしごを押し出し、要救助者を救出したのち、はしごをもとにもどす。